

令和3年9月1日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

議案第47号	専決処分について（令和3年度秩父市一般会計補正予算（第3回））……	1
議案第48号	令和2年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について……	14
議案第49号	令和2年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	15
議案第50号	令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……	16
議案第51号	令和2年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	17
議案第52号	令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……	18
議案第53号	令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……	19
議案第54号	令和2年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について……	20
議案第55号	令和2年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について……	21
議案第56号	令和2年度秩父市立病院事業会計決算の認定について……	22
議案第57号	令和2年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……	23
議案第58号	工事請負変更契約の締結について……	24
議案第59号	秩父市税条例の一部を改正する条例……	25
議案第60号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例……	26
議案第61号	秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例……	27
議案第62号	秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例等の一部を改正する条例……	28
議案第63号	秩父市ふれあい学校条例を廃止する条例……	57

議案第64号	令和3年度秩父市一般会計補正予算（第4回）……………	59
議案第65号	令和3年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）……………	66
議案第66号	令和3年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）……………	71
議案第67号	令和3年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）……………	74
議案第68号	令和3年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）……………	77
議案第69号	令和3年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）…	80
議案第70号	令和3年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）……………	83
議案第71号	令和3年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）……………	86
議案第72号	令和3年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）……………	89

議案第47号

専決処分について

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第3回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第3回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年6月29日

秩 父 市 長            北   堀            篤

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第3回）

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,389,030千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		3,498,707	27,094	3,525,801
	2 国庫補助金	457,218	27,094	484,312
歳入合計		28,361,936	27,094	28,389,030



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		10,776,016	27,094	10,803,110
	1 社会福祉費	5,235,626	27,094	5,262,720
歳 出	合 計	28,361,936	27,094	28,389,030

余 白



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	10,776,016	27,094	10,803,110
歳出合計	28,361,936	27,094	28,389,030



2 歳 入

(款) 16 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		国庫支出金	3,498,707	27,094	3,525,801
	2	国庫補助金	457,218	27,094	484,312
		2 民生費国庫補助金	252,806	27,094	279,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 補助金	27,094	・ 新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金	27,094

### 3 歳 出

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	民生費	10,776,016	27,094	10,803,110	27,094		
1	社会福祉費	5,235,626	27,094	5,262,720	27,094		
1	社会福祉総務費	288,067	27,094	315,161	27,094	(国) 新型コロナウイルス感染症 セーフティネット強化交 付金	27,094

(一般会計)



(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需用費	20	○ 生活困窮者支援事業<社会福祉課> 27,094
	11 役務費	74	10 需用費 20
	19 扶助費	27,000	消耗品費 20
			11 役務費 74
			通信運搬費 34
			手数料 40
			19 扶助費 27,000
			生活困窮者自立支援金 27,000

議案第48号

令和2年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度秩父市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第49号

令和2年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第50号

令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法  
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員  
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 5 1 号

令和 2 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第52号

令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法  
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員  
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第53号

令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第54号

令和2年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について  
令和2年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算について、地方自治法  
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員  
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤



議案第 5 5 号

令和 2 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第56号

令和2年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

令和2年度秩父市立病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第 57 号

令和 2 年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
令和 2 年度秩父市下水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法  
(昭和 27 年法律第 292 号) 第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、  
令和 2 年度秩父市下水道事業会計決算について、同法 30 条第 4 項の規定により、  
別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

議案第58号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名	大滝温泉源泉掘削工事
請負金額	変更前 金158,400,000円
	変更後 金178,697,200円

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

大滝温泉源泉掘削工事の請負変更契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年秩父市条例第61号)第2条の規定により提出する。

議案第 59 号

秩父市税条例の一部を改正する条例

秩父市税条例（平成 17 年秩父市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「又は扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次項の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和 3 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 256 号）の一部改正に伴い、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの改正のほか、所要の改正を行いたいため。

議案第60号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成17年秩父市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「別表第89号」を「別表第88号」に改める。

別表中第85号を削り、第86号を第85号とし、第87号から第94号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料規定を削除したいため。

議案第 6 1 号

秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、「被保険者等」を「被保険者等」に改める。

第 7 条中「被保険者証、組合員証又は加入者証の提出」を「当該医療機関等から医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等又は被扶養者であることの確認を受ける」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）の一部改正に伴い、個人番号カードを保険証として利用することについて、所要の改正を行いたいため。

## 議案第62号

秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年秩父市条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準(第197条—第203条)」を

「第4節 運営に関する基準(第197条—第203条)

に改める。

第11章 雑則(第204条)

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「をいう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。



第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第60条の1

7第1項及び第88条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならない。)」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」を削り、「以上。」を「以上」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「専ら」を削り、「以上。」を「以上」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
  - (1) 指定短期入所生活介護事業所
  - (2) 指定短期入所療養介護事業所
  - (3) 指定特定施設
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第57条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、

市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条前段中「第34条」を「第33条の2」に、「、第41条及び第42条」を「及び第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「第34条第1項及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第60条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第60条の20前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第60条の20の3前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条に」を「第35条第1項に」に、「第35条中」を「、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「及び第60条の13第3項」を「、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第60条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第60条の38前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第65条第1項中「又は施設」の次に「（第67条の第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項ただし書中「とする」の次に「ほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加える。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第83条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、

地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能居宅介護事業者は市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替えサービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能居宅介護事業所を活用することがより効果的であると認めた場合にあつては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第111条第1項中「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応

型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的



な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第7章第4節」と」の次に「、第60条の16第2項第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適正な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に改め、「第8章第4節」と」の次に「、第60条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第152条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることに

より当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第152条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「栄養士又は機能訓練指導員により」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第158条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第159条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第164条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第169条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、

認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第170条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第176条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第178条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第181条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第183条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第187条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第188条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2

項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第188条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第190条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第203条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第11章 雑則

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び前条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項(第190条において準用す

る場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当た者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第5項から第9項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年秩父市条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を  
(第88条—第91条)

「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」  
(第88条—第91条) に改める。

第6章 雑則(第92条) 」

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「又は施設」の次に「(第11条第1項において「本体事業所

等」という。)」を加える。

第10条第2項中「同条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第11条第1項ただし書中「とする」の次に「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加える。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に

当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第50条において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第45条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設」に、「、指定認知症対応型通所介護事業所」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加え、「1以上」を「1人以上」に改める。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならない。）」を加える。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第66条前段中「第32条から第37条まで及び第38条（第4項を除く。）から第40条まで」を「第29条の2及び第32条から第40条まで（第38条第4項を除く。）」に改め、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第72条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、



同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることことができる。

第75条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第79条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条前段中「第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条（第5項）」を「第37条から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項）」に改め、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第88条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

## 第6章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、

この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年秩父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）」を「第7章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）  
第8章 雑則（第35条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ

せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用については当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第8章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、

説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（秩父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 秩父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年秩父市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第32条）」を「第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第32条）  
第7章 雑則（第33条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成

された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

## 第7章 雑則

（電磁的記録等）

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの



(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第15条第28号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条中秩父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第15条第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

##### (虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第41条の2(新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第38条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予

防支援等基準条例」という。)第3条第5項及び第28条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに第4条の規定による改正後の秩父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第3条第5項及び第29条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第32条、第56条、第60条の12(新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(新地域密着型サービス基準条例第203条において準用する場合を含む。)、第123条、第146条、第169条及び第187条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条及び第81条、新指定介護予防支援等基準条例第19条(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに新指定居宅介護支援等基準条例第20条(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条の2(新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)及び新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第203条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第22条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第60条の13第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第203条において準用する場合を含む。）、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項及び第188条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6 施行日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第181条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第152条第1項第3号ア及び第188条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第181条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第164条の2（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第164条の2中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第164条の3（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第164条の3中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 10 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第176条第1項（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第176条第1項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 11 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第172条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

令和3年9月1日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準のほか、関係条例について厚生労働省令で定める基準と同様の改正を行いたいため。

議案第63号

秩父市ふれあい学校条例を廃止する条例

秩父市ふれあい学校条例（平成17年秩父市条例第97号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

学童保育室を充実させるため、同様の事業を行っている秩父市ふれあい学校を廃止したい。

余 白

議案第64号

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第4回）

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,360,065千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,749,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長                      北      堀                      篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		7,918,776	304,177	8,222,953
	2 固定資産税	4,233,694	276,512	4,510,206
	7 都市計画税	276,930	27,665	304,595
11 地方特例交付金		471,677	281,777	189,900
	1 地方特例交付金	40,000	22,400	62,400
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	431,677	304,177	127,500
12 地方交付税		6,550,000	730,580	7,280,580
	1 地方交付税	6,550,000	730,580	7,280,580
14 分担金及び負担金		160,563	6,637	153,926
	1 負担金	160,563	6,637	153,926
15 使用料及び手数料		488,776	39,474	449,302
	1 使用料	336,272	39,474	296,798
16 国庫支出金		3,525,801	431,984	3,957,785
	1 国庫負担金	3,016,887	133,210	3,150,097
	2 国庫補助金	484,312	298,774	783,086
17 県支出金		1,749,930	51,841	1,801,771
	2 県補助金	460,274	51,841	512,115
19 寄附金		156,402	150,000	306,402
	1 寄附金	156,402	150,000	306,402
20 繰入金		1,755,311	227,828	1,983,139
	1 繰入金	1,755,311	227,828	1,983,139
21 繰越金		719,814	951,324	1,671,138
	1 繰越金	719,814	951,324	1,671,138
22 諸収入		438,531	3,605	442,136
	4 受託事業収入	97,007	3,105	100,112
	5 雑入	172,944	500	173,444
23 市債		2,474,900	163,386	2,311,514
	1 市債	2,474,900	163,386	2,311,514
歳入	合計	28,389,030	2,360,065	30,749,095



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,602,057	89,527	3,691,584
	1 総務管理費	2,953,604	85,856	3,039,460
	2 徴税費	319,986	1,192	321,178
	3 戸籍住民基本台帳費	190,193	2,479	192,672
3 民生費		10,803,110	14,114	10,817,224
	1 社会福祉費	5,262,720	47,214	5,215,506
	2 児童福祉費	4,363,860	61,328	4,425,188
4 衛生費		3,046,190	173,851	3,220,041
	1 保健衛生費	884,299	170,922	1,055,221
	4 上水道費	1,067,848	2,929	1,070,777
6 農林水産業費		629,683	52,190	681,873
	1 農業費	310,071	52,190	362,261
7 商工費		919,111	233,835	1,152,946
	1 商工費	919,111	233,835	1,152,946
8 土木費		2,186,203	27,831	2,158,372
	1 土木管理費	218,649	6,500	212,149
	2 道路橋りょう費	895,509	5,000	900,509
	3 河川費	67,495	5,533	73,028
	4 都市計画費	873,976	34,680	839,296
	5 住宅費	130,574	2,816	133,390
9 消防費		1,195,908	2,998	1,198,906
	1 消防費	1,195,908	2,998	1,198,906
10 教育費		2,275,211	26,214	2,301,425
	1 教育総務費	522,273	21,558	543,831
	5 社会教育費	443,861	4,656	448,517
11 災害復旧費		100,317	4,000	104,317
	2 土木施設災害復旧費	70,002	4,000	74,002
12 公債費		2,878,460	782,797	3,661,257
	1 公債費	2,878,460	782,797	3,661,257
13 諸支出金		237,357	1,020,167	1,257,524
	1 基金費	237,357	1,020,167	1,257,524
14 予備費		184,359	11,797	172,562
	1 予備費	184,359	11,797	172,562
歳 出	合 計	28,389,030	2,360,065	30,749,095

## 第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父ミュージックパーク災害復旧工事負担金	令和3年度から 令和4年度まで

(単位：千円)

限 度 額
90,000

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
12 臨時財政対策債	1,250,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	1,086,614	補正前に同じ。		

議案第 6 5 号

令和 3 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 3 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 72,660 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,672,435 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,467 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 123,325 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長                      北   堀                      篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,796,660	332	4,796,992
	1 県補助金	4,796,659	332	4,796,991
5 繰入金		686,711	30,000	656,711
	1 他会計繰入金	686,711	30,000	656,711
6 繰越金		61,378	102,328	163,706
	1 繰越金	61,378	102,328	163,706
歳入合計		6,599,775	72,660	6,672,435

## 2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		4,710,987	332	4,711,319
	2 高額療養費	593,858	60	593,918
	6 傷病手当諸費	0	272	272
3 国民健康保険事業 費納付金		1,660,939	21,155	1,639,784
	1 医療給付費分	1,113,286	36,403	1,076,883
	2 後期高齢者支援金 等分	386,617	13,035	399,652
	3 介護納付金分	161,036	2,213	163,249
5 保健事業費		92,027	18	92,045
	2 特定健康診査等事 業費	49,327	18	49,345
7 諸支出金		23,355	8,658	32,013
	2 繰 出 金	15,505	8,658	24,163
8 予 備 費		6,000	84,807	90,807
	1 予 備 費	6,000	84,807	90,807
歳 出 合 計		6,599,775	72,660	6,672,435



## 3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		7,847	165	8,012
	1 県補助金	7,847	165	8,012
4 繰入金		51,453	20,000	31,453
	1 他会計繰入金	51,453	20,000	31,453
5 繰越金		5,000	35,302	40,302
	1 繰越金	5,000	35,302	40,302
8 国庫支出金		0	1,000	1,000
	1 国庫補助金	0	1,000	1,000
歳 入	合 計	106,858	16,467	123,325

## 4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 予 備 費		3,000	16,467	19,467
	1 予 備 費	3,000	16,467	19,467
歳 出	合 計	106,858	16,467	123,325

議案第 66 号

令和 3 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

令和 3 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,039 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 829,654 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		100	1,039	1,139
	1 繰越金	100	1,039	1,139
歳入	合計	828,615	1,039	829,654

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予 備 費		103	1,039	1,142
	1 予 備 費	103	1,039	1,142
歳 出	合 計	828,615	1,039	829,654

議案第 67 号

令和 3 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 3 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 184,841 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,705,591 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長                      北   堀                      篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,532,414	17,843	1,550,257
	1 国庫負担金	1,050,921	17,403	1,068,324
	2 国庫補助金	481,493	440	481,933
3 支払基金交付金		1,683,589	4,604	1,688,193
	1 支払基金交付金	1,683,589	4,604	1,688,193
4 県支出金		925,730	13,057	938,787
	1 県負担金	879,901	13,057	892,958
6 繰入金		1,181,266	440	1,181,706
	1 一般会計繰入金	1,031,266	440	1,031,706
7 繰越金		1	148,897	148,898
	1 繰越金	1	148,897	148,898
歳入合計		6,520,750	184,841	6,705,591

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		187,043	880	187,923
	1 総務管理費	119,830	880	120,710
4 基金積立金		16	135,926	135,942
	1 基金積立金	16	135,926	135,942
5 諸支出金		1,503	48,035	49,538
	1 償還金及還付加算金	1,502	8,865	10,367
	2 繰出金	1	39,170	39,171
歳 出	合 計	6,520,750	184,841	6,705,591



議案第68号

令和3年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）

令和3年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,448千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,881千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		13,200	21,448	34,648
	1 繰越金	13,200	21,448	34,648
歳入	合計	191,433	21,448	212,881

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予 備 費		5,000	21,448	26,448
	1 予 備 費	5,000	21,448	26,448
歳 出	合 計	191,433	21,448	212,881

議案第 69 号

令和 3 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和 3 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,176 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 249,234 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		18,000	8,176	26,176
	1 繰越金	18,000	8,176	26,176
歳入	合計	241,058	8,176	249,234

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 予 備 費		5,000	8,176	13,176
	1 予 備 費	5,000	8,176	13,176
歳 出	合 計	241,058	8,176	249,234

議案第70号

令和3年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）

令和3年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,472千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,268千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		15,900	2,472	18,372
	1 繰越金	15,900	2,472	18,372
歳入	合計	25,796	2,472	28,268



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		13,931	2,472	16,403
	1 予 備 費	13,931	2,472	16,403
歳 出	合 計	25,796	2,472	28,268

議案第 7 1 号

令和 3 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和 3 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,972 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 284,069 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		180,000	26,972	206,972
	1 繰越金	180,000	26,972	206,972
歳入	合計	257,097	26,972	284,069

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 予備費		225,145	26,972	252,117
	1 予備費	225,145	26,972	252,117
歳出	合計	257,097	26,972	284,069

議案第72号

令和3年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和3年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度秩父市立病院事業会計予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給食業務委託料	令和4年度から 令和8年度まで	千円 265,500
白衣賃借料	令和4年度から 令和7年度まで	67,200

令和3年9月1日提出

秩 父 市 長      北   堀      篤